

## 報告第 24 号

### 臨時代理した事件(名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命)の承認について

名張市教育支援委員会規則(昭和52年教育委員会規則第4号)第3条の規定に基づく名張市教育支援委員会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 元年 7月 5日報告

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

令和元年度 名張市教育支援委員会委員名簿

期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日

|      | 名前     | 所属・職名            |
|------|--------|------------------|
| 1号委員 | 稲持 英樹  | なばりこどもクリニック院長    |
|      | 小林 穂高  | 名張市立病院副診療部長      |
| 2号委員 | 藪岸 加寿子 | 伊賀児童相談所長         |
| 3号委員 | 清都 康雄  | 伊賀つばさ学園教諭        |
| 4号委員 | 布本 肇   | すずらん台小学校長        |
|      | 本多 恵美子 | 箕曲小学校長           |
| 5号委員 | 林 まゆみ  | 名張小学校教諭          |
|      | 秦 今日子  | 蔵持小学校教諭          |
|      | 辻本 香   | 比奈知小学校教諭         |
|      | 山村 理恵  | 桔梗が丘東小学校教諭       |
|      | 藪根 裕生  | すずらん台小学校教諭       |
|      | 恭羅 桂子  | 名張中学校教諭          |
|      | 藤田 尚克  | 北中学校教諭           |
|      | 高崎 真奈美 | 美旗小学校教諭          |
|      | 川口 久子  | 百合が丘小学校教諭        |
| 6号委員 | 荻田 貴子  | 保育幼稚園室保育指導担当室長   |
|      | 亀田 真理子 | 子ども発達支援センター教育専門員 |
|      | 中西 敬子  | 子ども発達支援センター主任    |

○名張市教育支援委員会規則

昭和52年7月7日教育委員会規則第4号

名張市教育支援委員会規則

(設置)

**第1条** 特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対する就学支援の適正を期するとともに、就学前からの教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行い、本市特別支援教育の振興及び充実を図るため、名張市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、保護者からの申出、学校長の内申又は公共機関からの連絡等に基づく教育委員会の要請に応じて次の事務を行う。

- (1) 就学指導及び就学支援に必要な資料の調査作成
- (2) 就学措置の総合判定及び就学先の調整
- (3) 入級指導及び入級支援並びに教育相談
- (4) 就学後の支援に関する助言
- (5) その他支援相談に必要な事務

(構成)

**第3条** 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 専門医師
- (2) 児童相談所の職員
- (3) 県立特別支援学校の職員
- (4) 名張市小中学校長会代表
- (5) 特別支援教育担当者
- (6) 市の職員

(任期)

**第4条** 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要と認めるときは、次に掲げる者の出席を得て説明又は意見を求めることができる。

- (1) 当該学校長及び学級担任
- (2) 当該学校医又はこれに代わる専門医
- (3) 市及び市教育委員会関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他委員会が必要と認める者

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、教育委員会学校教育室において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、改正前の名張市中心身障害児就学指導相談委員会規則（昭和51年教育委員会規則第2号。以下「旧規則」という。）により委嘱されている委員の任期は、なお従前の例による。

3 旧規則により、現に審議中の案件は、この規則の規定により諮問したものとみなす。

**附 則**（平成4年6月5日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

**附 則**（平成11年3月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年4月10日教育委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市障害児就学指導相談委員会規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

**附 則**（平成19年1月15日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年7月8日教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市障害児就学指導相談委員会規則は、平成20年4月1日より適用する。

**附 則**（平成24年3月23日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。